

雇用調整助成金

不況時に雇用を維持するための助成金

特定社会保険労務士
永浦 聡

令和2年10月12日

【ジェットロが提供する情報のご利用について】
ジェットロは提供する法規制、税率、その他の資料・データ等の情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。貿易投資相談、ウェブサイト、Eメール・FAX・電話等によってお客様に提供した情報の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロは責任を負いかねますので、ご了承ください

雇用調整助成金とは？

- 雇用調整助成金（こようちょうせいじょせいきん）
 - この助成金は、かなり以前から活用されています。
 - この助成金は、今後とも活用され続けます。
 - 新型コロナウイルスのため、「緊急対応期間」中は、特例的取り扱いを行います。
 1. 手続きの簡略化
 2. 適用範囲の拡大
 3. 給付の増加
- 緊急対応期間：令和2年4月1日から12月31日まで
- 通常期間：緊急対応期間以外の期間

支給対象となる企業

- 売上等（生産量、仕入量、来客数等）が前年同期と比べて10%（緊急対応期間は5%）以上減少していること。緊急対応期間は、過去1年間のいずれかの月との比較可。
- 雇用保険の適用事業所であること。
- 対象となる労働者は、雇用期間6月以上の雇用保険被保険者：
 - ▶ 緊急対応期間は、上記の制限なし
 - ▶ 緊急対応期間中、雇用保険の被保険者でない労働者（パート等）は、他の助成金の適用有（緊急雇用安定助成金）
- 休業の代わりに短時間勤務をする場合にも適用有：
（休業日数 = 短縮された時間数合計 ÷ 1日の所定労働時間）
- 各労働者当たり年間100日までの休業に適用（緊急対応期間の休業日数を除く）

基本的な流れ

- 一斉又は順に休業を実施。
- 休業をさせる労働者には、企業は平均賃金の60%以上を払わなければならない（平均賃金＝直近3月間の合計賃金額÷当該3月間の暦日数）。
- 休業に対して支払う手当を「休業手当」と呼ぶ。
- 政府は、休業手当に対して50%又は67%（緊急対応期間は、67%、75%、80%、又は100%）を支払う。但し、1人1日8,330円（緊急対応期間は、15,000円）が上限。
（本年6月12日に上限が15,000円に変更されたが、当該上限額は、4月1日から遡って適用）
- 上記の助成率は、条件による。

手続き方法

1. 休業手当の計算方法等を定める「労使協定」を締結する。
2. 各人の休業計画を立てる。
3. 労働局に「計画届」を提出する（緊急対応期間中は不要）。
4. 休業を実施。
5. 休業手当と休業控除を反映した給与計算。
6. 所定の申請用紙に必要事項を記入して労働局（ハローワーク）に提出。
 - 就業規則、雇用契約書、賃金台帳、出勤簿等を添付

給与計算の方法

項目	金額
基本給	200,000
休業控除	-100,000
休業手当	60,000
合計	160,000
社会保険料・税等控除	***
手取額	***

以下の条件の場合：

1. 当月の所定労働日数が20日
2. 10日を休業、10日を勤務
3. 休業控除（欠勤控除）が、当月の所定労働日数の日割りによる
 $200,000円 \div 20日 \times 10日 = 100,000円$
4. 休業手当が所定労働日数割賃金の60%
 $200,000円 \div 20日 \times 10 \times 60\% = 60,000円$

助成額

- 助成額は、各人に支払った休業手当を基にするのではなく、前年の労働保険年度更新における雇用保険料の算定基礎となる賃金総額を、同期間における雇用保険被保険者数と所定労働日数で割った金額を基準に考える。
- 前年労働保険年度更新期間を基に計算：
 - 賃金総額 (A)
 - 月平均の雇用保険被保険者数 (B)
 - 年間所定労働日数 (C)
 - 休業手当の支払率 (D)
 - 助成率 (50%, 67%, 75%, 80%, 100%)。但し、1人1日当たり8,330円（緊急対応期間は、15,000円）を限度。
 - 休業日数 (F)

基準賃金 = $D \times A / (B \times C)$

助成額 = 助成率 x 基準賃金 x F

助成率 x 基準賃金が、8,330円（緊急対応期間は、15,000円）を超える場合は、8,330円（同15,000円）

* 20人以下の事業所では簡易な方法の選択可（次頁）。

助成額（20人以下の事業所）

- 従業員数がおおむね20人以下の事業所の場合、前頁の助成額の計算方法に代えて、実際に支払った休業手当の合計額に助成率を乗する方法の選択が可。

$$\text{助成額} = \text{休業手当の合計額} \times \text{助成率}$$

- 前ページの計算による方が有利な場合は、前ページの計算による助成額の計算も可。
- 申請様式が、小規模事業主用と一般用に分かれている。前頁による助成額で申請する場合は、一般用の様式を使用。

助成率

- **通常の期間：**

- 中小企業：67% (3分の2)
- 大企業：50%

- **緊急対応期間：**

- 中小企業：80% (解雇等がない場合、100%)
- 大企業：67% (3分の2)、(75% 解雇等がない場合)
- * 「解雇等がない」とは、本年1月24日から支給申請期間の末日までの間に解雇等がないこと。

中小企業の定義：

- － 小売業（飲食店を含む）：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- － サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
- － 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- － その他の業種：資本金3億円以下又は従業員300人以下

まとめ及び注意

- この内容は、令和2年10月12日における規定に基づいています。
- 助成金制度は、新型コロナウイルス感染期間、頻繁に変更となります（通常、申請者に好意的な方向に）。
- 緊急対応期間の助成金の上限は、本年4月1日に遡って1人1日当たり15,000円に増加。すでに支給済或いは支給申請済の分は、自動的に追加支払い或いは更新される。
- 「休業支援金」制度の利用（本年12月31日まで）：雇用を維持しながら休業手当の代わりに失業給付を受給
- 社会保険労務士は、この助成金手続を代理で行う資格を有します。